

黒髪山大智院 「檀家細則」

第1条 細則の設定

黒髪山大智院(以下「黒髪山」という。)が定める黒髪山大智院「檀家規約」(以下「檀家規約」という。)第18条に基づいて、ここに細則を定める。

第2条 檀家の信仰活動について

施主の信仰活動の基本を次に記載するとおりとする。

- 1 施主は、自家に仏壇を構えて本尊を祀り、祭祀すべき先祖・故人の位牌を安置し、黒髪山の定める在家勤行聖典によって日々合掌礼拝すべきものとする。
- 2 施主は、黒髪山に依頼して仏壇の本尊・位牌の開眼(お魂入れ)を執り行うものとし、仏壇の祭祀方法は黒髪山の指導によるものとする。
- 3 施主は、仏壇に他寺院他宗教の祭祀物等を入れてはならない。もし1つの仏壇で夫婦両家や複数家系の先祖の祭祀が必要となった場合などは、黒髪山の指導を仰ぐものとする。
- 4 施主は、事情ある場合において、黒髪山が定める書式によって届出をして承認を得れば、施主の親族が代行者として黒髪山の信仰活動を行う事が出来る。但し、代行者は黒髪山の定める諸規則を遵守するものとし、代行者の行為の責任は施主が負うものとする。また、郵便物の宛名は代行者気付の施主名とし、送付先や請求先の区別等、煩雑な要求は黒髪山の判断により拒否することが出来る。
- 5 施主及び施主の家族は、事情により黒髪山に葬儀を依頼できない場合は必ず事前に黒髪山の承諾を得る必要がある。黒髪山の承諾を得て他寺院に葬儀を依頼する際にも、黒髪山住職が戒名を授けるものとする。
- 6 施主及び施主の家族が、黒髪山の承諾を得て他の寺院に葬儀を依頼する場合、布施の金額などはその寺院の定める所に従う。
- 7 遠方で逝去した場合、葬儀を取り行わず茶毘に付した後に、佐世保において遺骨を祀り執り行う骨葬儀の方法もあるので、必ず黒髪山と相談することとする。
- 8 遠方や仕事等の事情で黒髪山に直接参詣する事が困難な事情の施主は、黒髪山と相談しオンラインや送金等の方法にて祈願供養を申し込み、信仰生活を継続するよう工夫を行う。
- 9 施主が高齢であったり、体調の調わない場合、檀家として登録した家族が代理として黒髪山に参詣し、祈願供養を申し込み、信仰活動を行うものとする。また、施主が檀家の代表として信仰活動を行う事が困難な場合は、速やかに施主交代について手続きをすべきものとし、黒髪山はこれを指導する事が出来る。

第3条 諸費用について

「檀家規約」第3条・第5条・第10条、及び「霊明殿規則」第7条・第12条・第13条に定める諸費用の金額は次のとおりとし、奉納金として取り扱うものとする。

① 入檀志納金

「檀家規約」第3条1項、及び「霊明殿規則」第7条の入檀志納金を20万円とする。

② 護持費

「檀家規約」第5条、及び「霊明殿規則」第13条に定める「護持費」を年1万5千円とする。

③ 納骨棚志納金

「霊明殿規則」第7条2項に定める納骨棚志納金を40万円とする。

④ 施主変更奉納金

「檀家規約」第10条2項・「霊明殿規則」第14条に定める施主変更奉納金を5千円とする。

第4条 四度供養について

- 1 春彼岸・お盆・秋彼岸・納め大師の年間4回の供養祭を四度供養と称し、菩提寺まいるの基本とし、出欠(申込の有無)を記録する。
- 2 施主及びその家族は、四度供養の法要に参加し、住職と共に読経し、法話に耳を傾け、仏教の教義の理解に努めるものとする。
- 3 四度供養の御供は、春彼岸・お盆・秋彼岸・納め大師各々3千円以上とする。

第5条 月牌供養について

- 1 夫婦共働き・通院・デイケア等の事情によって、月命日供養を黒髪山に委託する形式を月牌供養と称し、その運用を以下の各項に定めるとおりとする。
- 2 黒髪山は施主から申込のあった故人・先祖の月牌塔婆を本堂に安置し、毎日は総供養を、月命日には読み上げ供養を勤める。
- 3 黒髪山は、施主に対する教化活動として年に数回「月牌だより」を送付する。
- 4 施主が黒髪山に奉納する月牌供養の布施(供養料)は一年間1万5千円とし、年の途中の申込も1年分を納付するものとする。
- 5 月牌供養は毎年4月1日を年度始めとし、一年ごとの自動継続とする。
- 6 黒髪山は毎年10月に施主に月牌供養の供養料請求を行い、施主は黒髪山の指定する方法で期限内に奉納を終えるものとする。
- 7 月牌供養を申込している施主にも基本的に祥月命日の通知は送付するが、申込は施主の裁量に任す。

第6条 布施の目安

- 1 以下の各号のとおり布施の金額について目安を記載する。但し、住職の了解を受けた上で複数故人の供養を併修する場合は、故人数に金額を乗するまでは強要しないが、施主は良識をもって布施の金額を増算して奉納するべきものとする。
 - ① 月命日まいり 3千円～5千円程度。
 - ② 月牌供養・月命日まいりをしている場合、祥月命日は施主の裁量に任す。
 - ③ 月牌供養・月命日まいりなく、祥月命日のみの場合、1霊につき1万円程度。
 - ④ 年忌法事・忌明け 3万円程度。
 - ⑤ 葬儀 30万円程度。(基本、枕経・通夜・葬儀・三日参り・初七日)
 - ⑥ 院号授与 20万円以上。
- 2 葬儀後の速夜(2.7日や3.7日等)・初盆・納骨・開眼(お魂入れ)等は前項③の祥月命日に準じる程度。
- 3 葬儀に於ける戒名授与は、諸規則に定める信仰活動を満たしている場合は基本的に無料とする。そうでない場合は、黒髪山の裁量によって相当と考える金額を請求することができる。
- 4 生活保護受給者、病身で身寄りのない高齢者等で経済的に困窮している人は、別途相談に応じる。

第7条 業務時間について

- 1 黒髪山の住職及び職員の就労は法令に従って適切に管理されるべきものであり24時間対応ではない。檀家は黒髪山が定めた参拝時間を守り、電話問い合わせは黒髪山の業務時間内に行うものとする。
- 2 黒髪山の業務時間は午前9時から午後5時までとし、通常は正午から午後1時を昼休憩時間とする。
- 3 黒髪山の業務時間以外は電話に応答できない、または留守番電話対応となることがある。
- 4 黒髪山の都合によって、業務時間終了後の枕経は翌朝の朝勤行以降の対応となることがある。

第8条 本細則の第三者開示禁止

黒髪山は本細則を施主に渡し、施主は自宅にて保管する。また、施主はこの細則を第三者に開示してはならない。

第9条 本細則の改正について

本細則の改正は、黒髪山住職が黒髪山大智院の責任役員会、及び総代会の了承をもってこれを執り行う。

第10条 定めなき事項について

本細則において定めなき事項については、法令・真言宗大覚寺派において定める所及び、黒髪山が定める規則により、黒髪山の責任役員会、及び総代会にて決定するものとする。

附則 この細則は令和6年12月1日制定、令和7年4月1日から施行する

宗教法人黒髪山大智院 代表役員 草津栄良